

総務企画委員会会議記録

総務企画委員長 森 誠一

1 日 時

令和3年6月15日（火） 午前10時46分から
午前10時56分まで

2 場 所

第4委員会室

3 出席した委員の氏名

森誠一、清田哲也、志村学、井上伸史、浦野英樹、玉田輝義、堤栄三

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

なし

6 出席した執行部関係者の職・氏名

総務部長 和田雅晴 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第57号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものと全会一致をもって決定した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 課長補佐（総括） 富高德己
政策調査課政策法務班 主査 甲斐諒子

総務企画委員会次第

日時：令和3年6月15日（火）本会議休憩中

場所：第4委員会室

1 開 会

2 総務部関係

（1）付託案件の審査

第 57号議案 令和3年度大分県一般会計補正予算（第5号）
（本委員会関係部分）

（2）その他

3 閉 会

会議の概要及び結果

森委員長 ただいまから、総務企画委員会を開きます。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案1件です。

それでは、第57号議案令和3年度大分県一般会計補正予算（第5号）のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

高木財政課長 第57号議案令和3年度大分県一般会計補正予算（第5号）の全般的事項と歳入について御説明します。

別途お配りしている総務企画委員会資料の1ページをお開きください。

冒頭にあるとおり、今回の補正予算案は、喫緊の課題であるワクチン接種や生活困窮者に対する国の追加支援策を踏まえ、接種体制のさらなる強化や生活困窮者への生活福祉資金の貸付けなど、早急に対応が必要な経費について、先議をお願いするものです。

補正額は19億2,500万円の追加であり、累計の予算額は7,196億1,365万5千円となります。

次に、歳入について説明します。

令和3年度補正予算に関する説明書（補正第5号）で説明します。

5ページをお開き願います。今回補正するのは、第9款国庫支出金第2項国庫補助金19億2,500万円です。

まず、第2目福祉生活費国庫補助金のうち、生活福祉資金貸付事業費補助金10億円は、生活福祉資金特例貸付の貸付原資として、県社会福祉協議会に対し補助するものです。

また、その下の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金4千万円は、さきほどの生活福祉資金特例貸付の借入額が限度額に達した世帯に対し、生計等の維持を図るために支給する支援金の財源に充てるものです。

次に、第3目保健環境費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金8億8,500万円の増額は、ワクチン接種について市

町村と連携し、個別接種会場における接種回数増などの体制強化に要する経費に充当するものです。

以上が歳入です。

なお、今回の補正予算案には総務部関係の歳出はありません。

森委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

清田副委員長 1番のワクチン接種体制緊急強化事業ですが、接種回数を継続的に拡充した診療所への手当の支給、接種を集中して行った医療機関への協力金の支給とあります。この回数とか、接種を集中して行ったところの頻度、その辺の数字を教えてください。

高木財政課長 まず、接種回数を継続的に拡充した診療所への手当の支給です。これは診療所が対象になりますが、1週当たり100回以上接種した診療所については、通常が平日2,070円出ますが、それに2千円をプラスすることになります。100回で2千円ですので、20万円ぐらい週に支給されます。週に150回以上接種していただいた場合は、2千円ではなく、さらに1千円プラスして3千円、1回当たり支援金が支給されるという内容になっています。

もう一つの接種を集中して行った医療機関への協力金の支給は、全医療機関、病院も含まれます。診療所というのは病床数が20床未満のところですが、これは病院も含まれています。こちらは集中的に1日50回以上接種していただいた場合は、協力金として1日につき10万円支払うという内容になっています。

ちなみに、7週あって、そのうち、プラス2千円、プラス3千円のところは、少なくとも4週間はしっかりやっていただくというのがあり、なおかつ、今二つの分については、重複で支給していないので、どちらかの制度を使っていただく形になっています。

志村委員 この貸付金は、10億円国庫支出金で全額来ます。これはもちろん貸付けだから償還しなければいけない、返さなければいけないですけれども、償還時期に住民税の非課税世帯については免除するということですが、10億円全額貸したとした場合、こういう非課税の対象になるのがどのぐらいあるだろうかというのが一つ。

それから、全部貸付けが終わり、償還が終わった場合は、このお金はどうするんですか、そういうことを教えてください。

高木財政課長 償還免除については住民税非課税ですが、申し訳ありません、どのぐらいの割合がというのが今データを持ち合わせておらず、また福祉保健部からしたいと思います。

それと、貸付けした後で返ってきた場合ですが、県の場合は一応補助金として、各社会福祉協議会に出します。それで社協が貸します。回収した分は、一旦持つておいて、また次の貸付けの原資にしますが、逆に原資が大きくなり過ぎたときは一度県に返していただき、県は国にもう一度返します。

志村委員 どこまでしたら県は国に返さないといけないという基準はありますか。

高木財政課長 次の年の貸付けの見込額等をしっかり社協で判断していただいて、例えば、来年3億円ぐらい貸すんだなというとき、持っている原資が少なくとも3億円はないといけませんから、それが10億円とかなれば、そんなにいらないでしょうということで一度返していただいて、そこは次の貸付額を見て、必要な原資を残しながら、余分な分は県が受け、また国に返すという作業をしています。

井上（伸）委員 いつも思うことですが、予算の根拠、例えば、日田地区の場合は、どこが適用になってどうだということが分かると、大体予想がつきますね。その辺で、日田地区について、ワクチン接種体制緊急強化事業について分かれば教えていただきたいし、3番の生活困窮者自立支援事業についても、何世帯あってどうなのかということ、取り分け日田地区についてはどうなのかということを知りたいので、その

辺を後で報告してほしいと思います。

高木財政課長 福祉保健部から、市町村ごとの接種する診療所数等が分かるので、それについて報告させていただきます。

森委員長 よろしくお願ひします。

そのほか、よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 コロナ対策でかなり国からの補助金という形で受入れをしていると思います。これは資料を提供いただけるとありがたいですが、令和2年度において、このコロナ対策でどれぐらい国の交付金を受け、どういった事業にそれぞれ活用したのか分かったらありがたいので、その資料をお願いします。

あわせて、令和3年度、現段階で結構なので、取りまとめをお願いします。

それでは、ほかに御質疑もないようですので、これより採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案のうち、本委員会部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかにないようですので、これをもって本日の委員会を終わります。

皆さん、お疲れさまでした。